索道における運転事故等の発生状況 (北陸信越運輸局管内 令和5年度)

北陸信越運輸局鉄道部

目 次

は	じ	め	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
用	語	の	説	明	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
Ι		北	陸	信	越.	運!	輸.	局	管	内	に	お	け	る	索	道	の	運	転	事	故	等	の	発	生	状	況						
	1		運!	妘-	事i	故	の _:	発	生	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
		(1) }	運!	妘	事	故	の	件	数	及	び	死	傷	者	数	(T)	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
		(2))	索	道	に	お	け	る	運	転	事	故	の	種	類	別	発	生	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•		5	
	2		イ	ン	シ、	デ	ン	ト	の	発	生	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
	3		索	道	につ	係	る	電	気	事	故	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
Π		輸	送	の	安:	全	に	関	わ	る	行	政	指	導	等	に	関	す	る	事	項												
	1		保	安!	盐	查	の	実	施	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
	2		鉄:	道:	事	業	法	に	基	づ	<	行	政	処	分	(事	業	改	善	の	命	令) •	•	•	•	•	•	•		8	
	3		事	故	等(の:	報	告	に	基	づ	<	行	政	指	導	の	実	施	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
	4		運!	輸	安:	全	マ	ネ	ジ	メ	ン	ト	評	価	の	実	施	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		9	

はじめに

「索道における運転事故等の発生状況」は、鉄道事故等報告規則(以下、「規則」という。)に基づき、北陸信越運輸局管内*1の索道事業者から報告のあった事故等の統計です。

なお、全国の統計については国土交通省のホームページ*2に掲載されていますので併せてご覧下さい。

(※1) 4県:新潟県、長野県、富山県、石川県

(* 2) https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk8_000005.html

【用語の解説】

丰米 军事事业	去久回帐事长 柳明英子事长 柳明纸座事长
索道運転事故 	索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、
	搬器火災事故及び索道人身障害事故
索条切断事故	索条が切れた事故をいう。
	(鉄道事故等報告規則第3条第2項第1号に規
	定する「索条切断事故」)
搬器落下事故	搬器が落下した事故をいう。
	(鉄道事故等報告規則第3条第2項第2号に規
	定する「搬器落下事故」)
搬器衝突事故	搬器が他の搬器又は工作物と衝突し、又は接触
	した事故をいう。
	(鉄道事故等報告規則第3条第2項第3号に規
	定する「搬器衝突事故」)
搬器火災事故	搬器に火災が生じた事故をいう。
	(鉄道事故等報告規則第3条第2項第4号に規
	定する「搬器火災事故」)
索道人身障害事故	搬器の運転により人の死傷を生じた事故(前各
	号の事故に伴うものを除く。)をいう。
	(鉄道事故等報告規則第3条第2項第5号に規
	定する「索道人身障害事故」)
	索条に重大な損傷が生じた事態など、運転事故
主光 人、、一个、八	が発生するおそれがあると認められる事態
索道インシデント	(鉄道事故等報告規則第4条第2項に規定する
	事態)
電戶車 ₩	感電死傷事故、電気火災事故、感電外死傷事故
電気事故	及び供給支障事故
感電死傷事故	感電により人の死傷を生じた事故
	(鉄道事故等報告規則第3条第4項第1号に規
	定する「感電死傷事故」)
電与ル巛車#	漏電、短絡、せん絡その他の電気的要因により
電気火災事故	建造物、車両その他の工作物、山林等に火災が

	生じた事故
	(鉄道事故等報告規則第3条第4項第2号に規
	定する「電気火災事故」)
感電外死傷事故	電気施設の欠陥、損傷、破壊等又は電気施設を
	操作することにより人の死傷を生じた事故(感
	電死傷事故を除く。)
	(鉄道事故等報告規則第3条第4項第3号に規
	定する「感電外死傷事故」)
供給支障事故	受電電圧三千ボルト以上の電気施設の故障、損
	傷、破壊等により電気事業者に供給支障を生じ
	させた事故
	(鉄道事故等報告規則第3条第4項第4号に規
	定する「供給支障事故」)
	輸送の安全を確保するための取組、施設の管理
保安監査	及び保守並びに運転取扱いの状況について行う
	監査
	(鉄道事業等監査規則第4条に規定する事項に
	ついて行う監査)

[※]事故種類等の詳細については「鉄道事故等報告規則」をご覧ください。

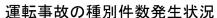
- I 北陸信越運輸局管内における索道の運転事故等の発生状況
- 1. 運転事故の発生状況
- (1) 運転事故の件数及び死傷者数の推移
- ○索道人身事故の発生件数は、令和5年度は13件(対前年度比2件減)でした。
- ○令和5年度に発生した索道人身障害事故による死亡者数は0人(対前年度比増減なし)でした。また、索道人身障害事故による負傷者数は12人(対前年度比3人減)でした。
- ○負傷者数の内訳は、搬器衝突事故によるものが1人(対前年度比1人増)、索道人身障害事故によるものが11人(対前年度比4人減)でした。

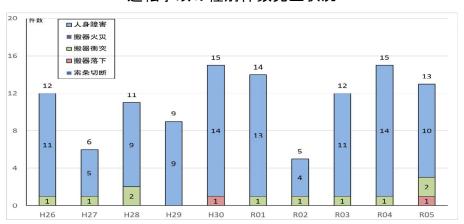


運転事故の件数及び死傷者の推移

(2) 索道における運転事故の種類別発生状況

○令和5年度の運転事故の件数は、13件(対前年度比2件減)であり、その内、搬器落下事故1件(対前年度比1件増)、搬器衝突事故2件(対前年度比1件増)、索道人身障害事故10件(対前年度比4件減)でした。



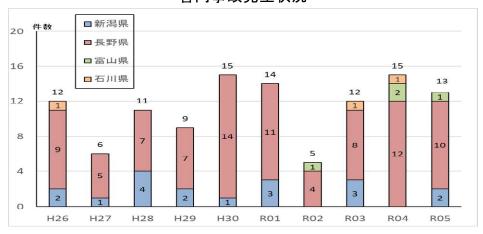


運転事故の種類別発生状況(令和5年度)

(件)

						\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	索条切断	搬器落下	搬器衝突	搬器火災	索道人身障害	合計
新潟県	0	0	0	0	2	2
長野県	0	1	2	0	7	10
富山県	0	0	0	0	1	1
石川県	0	0	0	0	0	0
計	0	1	2	0	10	13

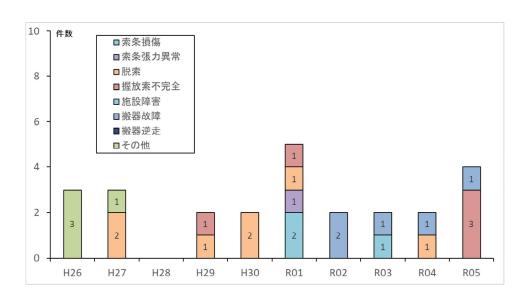
管内事故発生状況



2. インシデントの発生状況

- ○インシデント(運転事故が発生するおそれがあると認められる事態)は、その情報を広く共有することが運転事故の防止に有効であることから、平成13年10月から索道事業者から国へ報告され、国から全国の索道事業者に情報提供されています。
- ○令和5年度に発生したインシデントは、4件で対前年度比2件増となっています。





索条損傷	索条に重大な損傷が生じた事態
索条張力異常	索条の張力が異常に増大又は低下した事態
脱索	索条が受索装置、滑車等から外れた事態
握放索不完全	握索又は放索が不完全になった事態
施設障害	支柱、制動装置、保安装置等に搬器の運転の安全に支障を
旭以停音	及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
	搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置又は接続装置に搬
搬器故障	器の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じ
	た事態
搬器逆走	搬器が逆走した事態
その他	上記に掲げる事態に準ずる事態

- 3. 索道に係る電気事故に関する事項
- ○令和5年度の電気事故はありませんでした。

索道に係る電気事故の発生状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
感電死傷事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気火災事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感電外死傷事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
供給支障事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅱ 輸送の安全に関わる行政指導等に関する事項

- 1. 保安監査の実施状況
- ○北陸信越運輸局では、索道輸送の安全を確保するための取組みが適切である かどうか、施設の管理・保守並びに運転の取扱いが適切であるかどうかにつ いて、保安監査を実施しています。
- ○令和5年度は、北陸信越運輸局管内142の索道事業者(令和6年3月末現在)のうち、保安監査を11回実施し、その結果に基づいて行政指導を3件行い、改善を求めました。
- 2. 鉄道事業法に基づく行政処分(事業改善の命令)
- ○索道事業について輸送の安全やその他公共の利益を阻害している事実がある と認めるときは、鉄道事業法第38条において準用する鉄道事業法第23条 に基づき事業改善を命令しています。
- ○令和5年度は、輸送の安全に関する事業改善命令はありませんでした。
- 3. 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況
- ○索道事業者に対して、事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させ た事業者のみならず、必要に応じて関係する管内の索道事業者に対しても、 安全確保のための行政指導を行っています。
- ○令和5年度は、文書による行政指導を2件行いました。

事故等の再発防止のための行政指導の実施状況(令和5年度)

行政指導の概要	発出日
令和5年2月15日、樫山スノーテック株式会社南平クワッドリフトにおいて、	R5.12.4
乗客3名を乗せた搬器の座面を支えているフレームが破断し、乗客が地面に落	
下して負傷する事故が発生したため、同年2月20日に索道事業者に対して概	
要を送付し、注意喚起した。	
その後、同社より原因及び再発防止対策について報告があったため、同種	
事故を防止する観点から同年12月4日に索道事業者に対して、概要を送付	
し、搬器の適切な点検及び管理が行われるよう注意喚起した。	
令和6年1月26日、ジェイ・マウンテンズ・セントラル株式会社富士見台高原	R6.1.29
ロープウェイにおいて、搬器落下事故が発生した。	
搬器が落下した原因については調査中であるが、同様の事象が生じないよ	
う、当該事象の概要を索道事業者に周知するとともに、施設の適切な管理及び	
取扱いの再確認を実施するよう注意喚起した。	

4 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- ○国土交通省は、索道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営 管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安 全の確保に資する改善方策等の助言を行う運輸安全マネジメント評価を実施 しています。
- ○令和5年度は、6の索道事業者に対して運輸安全マネジメント評価を行いました。